議案第64号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条 例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 (平成17年南あわじ市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇	3 箇月以上 5 箇	3 箇月未満
	月未満	月未満	
100 分の 220	100 分の 176	100 分の 132	100 分の 66

第2条 南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

6 箇月	5 箇月以上 6 箇	3 箇月以上 5 箇	3 箇月未満	
	月未満	月未満		
100 分の 222.5	100 分の 178	100 分の 133.5	100 分の 66.75	

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日 から施行する。

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

現 行		改正案備考
第1条~第4条 略		第1条~第4条 略
(期末手当)		(期末手当)
第5条略		第5条略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日	以前6	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6
箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割	合を乗	箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗
じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定につ	いては、	じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、
一般職の職員の例による。		一般職の職員の例による。
6 箇月 5 箇月以上6 3 箇月以上5 3 箇月未済	満	6 箇月 5 箇月以上 6 3 箇月以上 5 3 箇月未満
箇月未満 箇月未満		箇月未満 箇月未満
100分の225 100分の180 100分の135 100分の67.	<u>. 5</u>	100分の220 100分の176 100分の132 100分の66
3 · 4 略		3・4 略
第6条以下 略		第6条以下 略

南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

現				改	正案			備	考		
第1条~第4条	第1条~第4条 略			第1条~第4条 略							
(期末手当)					(期末手当)						
第5条 略					第5条 略						
2 期末手当の額	iは、期末手当基礎	遊額に、その者の) 当該基準日以前	6	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、その者の当該基準日以前6			6			
箇月以内の期間	箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗			·乗	箇月以内の期間における在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗			乗			
じて得た額とする。この場合において、在職期間の算定については、			は、	じて得た額とす	る。この場合に	おいて、在職期間	間の算定について	は、			
一般職の職員の例による。				一般職の職員の例による。							
6 箇月	5箇月以上6	3箇月以上5	3 箇月未満		6 箇月	5箇月以上6	3箇月以上5	3 箇月未満			
	箇月未満	箇月未満				箇月未満	箇月未満				
<u>100分の220</u>	<u>100分の176</u>	<u>100分の132</u>	100分の66		<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>			
3・4 略					3 · 4 略						
第6条以下 略					第6条以下 略						

議案第65号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第号

南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市職員の給与に関する条例(平成17年南あわじ市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 130」を「100 分の 125」に改める。 第 2 条 南あわじ市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 32 条第 2 項及び第 3 項中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日 から施行する。

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第31条 略	第 1 条~第31条 略	
(期末手当)	(期末手当)	
第32条 略	第32条 略	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、 基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略	
 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分 の130」とあるのは「100分の72.5」とする。 4~6 略 第33条以下 略 	 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分 の125」とあるのは「100分の72.5」とする。 4~6 略 第33条以下 略 	

南あわじ市職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第31条 略	第 1 条~第31条 略	
(期末手当)	(期末手当)	
第32条 略	第32条 略	
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額	
基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号	に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の	
に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額とす	
	る。	
(1)~ (4) 略	(1)~(4) 略	
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中 <u>「100分</u>	
<u>の125」</u> とあるのは「100分の72.5」とする。	<u>127.5」</u> とあるのは「100分の72.5」とする。	
4~6 略	4~6 略	
第33条以下 略	第33条以下 略	

議案第66号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年11月19日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第号

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年南あわじ市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条 例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日 から施行する。

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~第8条 略	第1条~第8条 略	
(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)	
第9条 略	第9条 略	
2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32	2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32	
条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理	条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理	
職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南	職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南	
あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	
(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)	(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)	
第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与	第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与	
条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職に	条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職に	
ある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め	ある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め	
て採用された職員」と、給与条例第32条第2項中 <u>「100分の130」</u> と	て採用された職員」と、給与条例第32条第2項中 <u>「100分の125」</u> と	
あるのは、 <u>「100分の170」</u> とする。	あるのは、 <u>「100分の165」</u> とする。	
3・4 略	3・4 略	
第10条 略	第10条 略	

南あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現 行	改 正 案	備考
第1条~8条 略	第1条~8条 略	
(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)	(特定任期付職員についての給与条例の適用除外等)	
第9条 略	第9条 略	
2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32	2 特定任期付職員に対する給与条例第30条第1項、第31条及び第32	
条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理	条第2項の規定の適用については、給与条例第30条第1項中「管理	
職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南	職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員及び南	
あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	あわじ市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	
(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)	(令和元年南あわじ市条例第7号。以下「任期付職員条例」という。)	
第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与	第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与	
条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職に	条例第31条中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職に	
ある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め	ある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定め	
て採用された職員」と、給与条例第32条第2項中 <u>「100分の125」</u> と	て採用された職員」と、給与条例第32条第2項中 <u>「100分の127.5」</u>	
あるのは、 <u>「100分の165」</u> とする。	とあるのは、 <u>「100分の167.5」</u> とする。	
3 • 4 略	3・4 略	
第10条 略	第10条 略	